

## 目標V あらゆる暴力を根絶する社会づくり

配偶者や交際相手からの暴力（DV）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

その被害者の多くが女性であることは女性への差別意識が存在することを意味しており、男女の対等な関係づくりが基盤となる男女共同参画社会の形成の大きな阻害要因となっています。

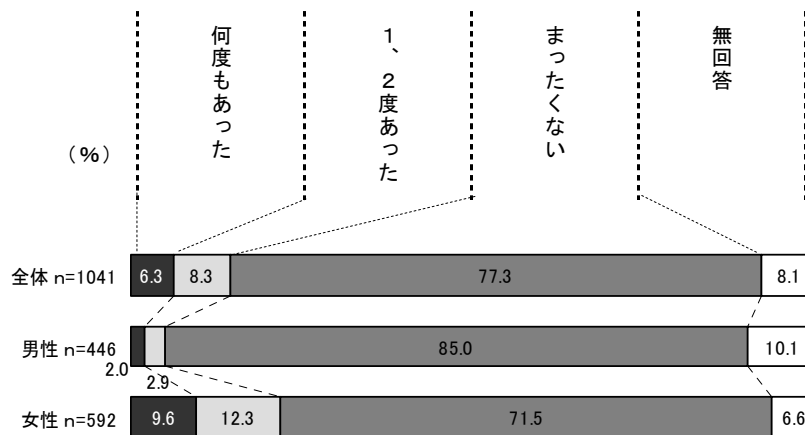
そこで、女性に対するあらゆる暴力の根絶は、喫緊の課題として取り組む必要があります。

本市では、平成18年度から青少年女性センターにて女性の悩み相談・女性のための法律相談を行っています。さらに、平成19年度には、男女共同参画課にDV専門相談員を配置、あわせて円滑な被害者の相談・支援が図れるよう、DV対策関係機関連絡会議を設置し、支援体制の強化を図ってまいりました。また平成20年度には、「春日井市DV対策基本計画」を策定し、「人権が尊重され、DVのない安心して暮らせるまちかすがい」を基本目標として各施策・事業に取り組んでいます。

### 課題1 男女間における暴力の根絶

市民意識調査では「配偶者から何らかの暴力を受けたことがある女性」の割合が21.9%にも上り、依然としてDVの被害者が存在することが判明しました（図表23）。

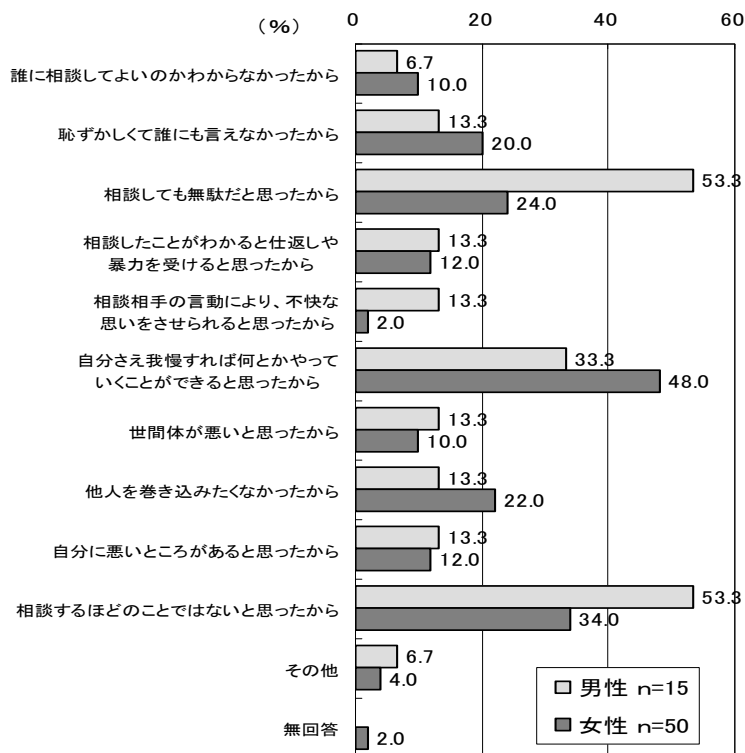
#### ◆一般市民男女の暴力被害の経験（図表23）



資料：春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」（2010年）

また、暴力を受けたときに相談しなかったと回答した人の、相談しなかった理由として「相談するほどではないと思った」「相談しても無駄だと思った」との回答が多くみられました（図表24）。この結果は、DVの被害者ですら自分が暴力という重大な人権侵害を受けたという認識がないこと、及び、相談体制が薄弱であることを意味しています。

◆暴力を受けたときに相談しなかった理由（図表 24）



資料：春日井市「男女共同参画に関する市民意識調査」（2010年）

さらに、DV相談窓口を知っている一般市民の割合は25.7%と、目標の30.0%を下回っています（図表3）。

これらの調査結果をふまえ、新プランでは、DVの啓発や教育の充実、相談体制の充実および広報の充実、被害者の自立支援などをさらに進めていくことが必要です。

とくにDVの啓発については重点課題とし、地域リーダーを対象に啓発講座を開催したり、町内の会合や学校等様々な場所での講座の開催を進めることで、DVが決して許されるものではないという意識を徹底させることが必要です。

今後の取り組み

男女間における暴力（DV）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、加害者と被害者がどのような間柄であるかにかかわらず、決して許されるものではありません。本市においては、平成20年度より「春日井市DV対策基本計画」を策定し、DV対策に注力してきました。市民意識調査結果を踏まえて、DVの啓発や教育の充実、相談体制及び広報の充実、被害者の自立支援などをさらに進めます。

## 課題2 DVのある家庭に育つ子どもへの支援

DVは、女性のみならず、その子どもの心を深く傷つけます。

暴力は女性にだけでなく子どもにも向けられることがありますし、また、子どもが暴力を目撃することによる心身のストレスは重大です。

DV被害にさらされ続けていると「暴力を止められない自分」として自己評価が低下し自分に自信が持てなくなったり、さらには、対人関係において「支配—被支配」の人間関係のパターンを学習してしまい、将来パートナーとの間に暴力が介在する関係をつくるという「暴力の世代間連鎖」の可能性が指摘されています。

暴力の連鎖を断ち切ることは、当事者だけでは困難です。

DVのある家庭の子どもを早期に発見する努力と、子どもへのカウンセリングや居場所づくりなどの支援を積極的に進め、暴力の連鎖を断ち切る必要があります。

### 今後の取り組み

DVのある家庭に育つ子どもに対して、早期発見と子どもの心理的ケア、居場所づくりなどの支援を進めます。

No	施策	事業	役割分担			市の主な担当課
			市	事業者	市民	
35	<p>春日井市DV対策基本計画の取り組みに基づく施策の推進</p> <p>DVなど女性に対する暴力を許さない社会づくりのため、広報や講習などの啓発、関係機関との連携の強化、DVなどの被害や自立への相談体制の充実などを図ります。</p> <p>また、被害者のみならず、DVのある家庭に育つ子どもへの精神的な支援も行います。</p> <p>このため、本市DV対策基本計画の取り組みに掲げられた施策の推進に力を入れています。</p>	◇市民への広報・啓発の充実	○	○	○	男女共同参画課
		◇若い世代への教育の充実	○			男女共同参画課 学校教育課
		◇相談窓口の周知	○			男女共同参画課
		◇相談体制の充実 ・電話、面接、オンライン相談の充実 ・外国人への相談体制の充実	○			男女共同参画課 子ども政策課
		◇相談者の安全確保と保護体制の整備 ・警察との連携 ・一時保護施設との連携	○			男女共同参画課 子ども政策課
		◇生活再建への支援 ・住宅に関する支援 ・経済的な支援 ・就労に関する支援	○			男女共同参画課 子ども政策課 生活援護課 保険医療年金課 住宅施設課 学校教育課
		◇精神的な支援 ・医療機関の情報提供 ・高齢者、障がい者への支援	○	○		男女共同参画課 健康増進課 高齢福祉課 介護保険課 障がい福祉課
		◇関係機関・民間団体等との協力・連携	○	○		男女共同参画課
◇子どもへの支援 ・就園・就学への支援 ・子どもの心理的ケア	○	○		男女共同参画課 保育課 学校教育課		
※春日井市DV対策基本計画参照						

数 値 目 標

項 目 名	現状値	目標値 (平成33年度)
最近5年間に配偶者等から何らかの暴力を受けたことのある女性の割合	※ 21.9% (注2)	10.0%
DV相談の窓口を知っている一般市民の割合	※ 25.7%	40.0%

(注) 現状値の※ は、「男女共同参画に関する市民意識調査(2010年)」の数値です。

(注2) 現状値は、当時の質問内容が、「最近5年間」に限定せず過去の経験を聞いたものです。